

3 立ち入り検査、罰則など

都道府県等の動物愛護担当職員が必要に応じて立ち入り検査を行い、守るべき基準が守られていない場合や、動物の管理や施設が不適切と認められる場合などには、都道府県知事や政令市の長が改善の勧告や命令を行います。悪質な業者には登録の取り消しや業務停止命令が行われることがあります。

登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は、30万円以下の罰金に処せられます。また、登録内容の変更を届け出なかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の罰金に処せられます。



動物を購入するときにはここをチェック！！

(哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物を入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなど動物取扱業から購入するときは、ちゃんとした業者か確認しましょう。

●標識や名札（識別票） はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

標識
登録番号

生年月日は
○月○日です。
飼いは方…

●購入する前に説明は ありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長などの説明をしなければなりません。

●幼すぎる動物が売られ ていませんか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、大やねこなど社会化が必要な動物は、その期間、親きょうだいと一緒にしておくなくてはなりません。

●ケージが狭すぎたり明る すぎたりしませんか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、過度の苦痛を与えないように、照明や音に配慮しなくてはなりません。

